

注意 1. 電料の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班 (内線 2174、2174) に連絡願います。

電信写

08-017

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査核 外研
代ア大大察審 長
表大使使大参

総儀対(要)厚情研
察人(在)警史オ(外)

外報官 参報際内外華
ブ

文長 審一二

領移長 参政保旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原科

同長 参行専入難地

長 参地(東)
参地(西)

北米長 審 保

南長 審 一

長 参西口東
西新洋
三独

近丁長 審 アア
一二

経 審総漁国 審
審経工用 返準
一経途

長 参海 審準

経協長 審(調)国開無
参緊評技有理

条長 審参条協(調)

情長 審国析析調セ
一

総 番 号 R 2 2 1 3 0 1

主 管

月 1 6 日

韓 国 発

亜 北

平成 7 年 1 0 月 1 6 日

本 省 発

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

当館に対するデモ (韓国原爆ひ害者協会)

第 3 2 4 6 号 至急

(以下FAX送信 SO9593-01)

SO: 9593 -

第3229号に関し、

16日、「韓国原爆被害者協会」の会員が、当館事務所前にてデモを行った。

状況以下のとおり。

- 1 時 間 午前11時05分～55分
- 2 場 所 大使館正門前
- 3 人 数 50名
- 4 状況等

デモ隊は、横断幕3枚とプラカード4枚を掲げ、代表がデモ隊の前に出て、トランジスターメガホン等を使用してシュプレヒコールを行うなどした。その後、声明書の受取りを要求したので当館伊勢理事官が大使館外で受け取った。(声明文別FAX信) 警備に当たった機動隊員とのトラブル等はなく、終了した。

横断幕の内容

- (1) 被害者に対して補償を即刻施³¹せよ。(1枚)
- (2) 韓国被害者にも日本の被害者と同じく³¹差遇せよ。(1枚)
- (3) 韓国政府も被害者に対して対策を講究せよ。(1枚)

プラカードの内容

- (1) 韓国政府も被害者に対して対策を講究せよ。(1枚)
- (2) 韓国被害者にも日本の被害者と同じく³¹差遇せよ。(1枚)
- (3) 被害者に対して補償を即刻施³¹せよ。(1枚)
- (4) 最後の一人まで死闘する。(1枚)

釜山に転報した。

(了)

F A X 信



総 番 号 R221397

主 管

月 16日

韓 国 発 着

亜 北

平成 7年 10月 16日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

当館に対するデモ (韓国原爆ひ害者協会)

F A X 信 至急

(以下FAX送信 S09610-02)

往電第 32406 号別FAX信

SO: 9610 -

声明書

一、日本村山富一首相は、妄言に対する責任を負い、即刻辞退することを求める。

一、日本政府は、1952年サンフランシスコ講和条約以降一方的に在日韓国人の国籍を略奪し、日本国籍を持っていないとの理由で戦傷病者、戦没者遺族援護法対象から除外した本当の理由を明らかにせよ。

一、日本政府は、今からでも強制により結んだ条約の源泉的不法性（ママ）を認めよ。

1995. 10. 16

社団法人 韓国原爆被害者協会 会員一同

聲 明 書 SO: 9610 - 2

- 一. 日本村山富市 首相은 妄言에 對한 責任을 지고 即刻 辭退할 것을 促求한다.
- 一. 日本政府는 1952年 샌프란시스코 講和條約 以後 一方的으로 在日韓國人들의 國籍을 剝奪하고 日本國籍을 갖고 있지 않다는 理由로 戰傷病者戰歿者遺族援護法 補償對象에서 除外한 속셈을 밝히라.
- 一. 日本政府는 只今이라도 強制로 맺은 勒約의 源泉的 不法性을 認定하라.

1995. 10. 16.

社團法人 韓國原爆被害者協會 會員一同